（漁獲監理官の職務）

第百三十八条　漁獲監理官は、特定水産資源（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。）の漁獲の指導及び監督に関する事務をつかさどる。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十一号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項及び経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「十五人」を「十六人」に改める。

第百三条第二項中「に通商部を、」を「及び」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

経済産業大臣　**齋**藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十二号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「二十一人」を「二十三人」に改める。

第八十二条中「都市政策課」を「国際・デジタル政策課」に改める。

第八十三条第二号中「所掌に属する国際関係事務」を「所掌事務」に改め、「こと」の下に「（国際・デジタル政策課及び都市安全課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八十四条を次のように改める。

（国際・デジタル政策課の所掌事務）

第八十四条　国際・デジタル政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　都市局の所掌事務に関するデジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十三号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「環境保健企画管理課」を「企画課」に、「環境安全課」を「化学物質安全課」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）中「環境保健企画管理課」を「企画課」に改め、同条第五号中「環境安全課」を「化学物質安全課」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第二十三条（見出しを含む。）中「環境安全課」を「化学物質安全課」に改め、同条第四号中「（化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に係るものを除く。）」を削り、同条に次の二号を加える。

五　環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

六　環境の保全の観点からの水銀及びその化合物による環境の汚染の防止に関すること（水・大気環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。）。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（臨時水俣病認定審査会令の一部改正）

2　臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「環境保健企画管理課」を「企画課」に改める。

環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄